

は し が き

本書は、主として大学の教養教育課程の「日本国憲法」等を受講している学生諸君に「人権」について学ぶための材料を提供するために作成した、人権に関する入門書であり、2008年に出版された本書の初版をアップデートしたものである。以下、この本の構成について、本のタイトルの意味も含めて少し説明をしておきたいと思う。

本書は3部構成になっている。FIRST STAGEは、いわゆる人権総論部分であり、人権保障の歴史やあり方を、歴史的な人権文書、明治憲法、日本国憲法、国際人権法などを材料として解説している。読者には、まず、自分が人権の享有主体であることを意識していただきたいと思う。そして、人権はすべての人に保障されるはずのものであることも再認識してもらいたい。そのためには、人権保障の歴史等を理解することは不可欠であると考えてこの部分をおくこととした。

SECOND STAGEは、日本国憲法が保障している人権のうち、個人の尊厳と平等、幸福追求権、精神的自由、生存権、労働者の権利、刑事手続における権利を取り上げることとした。これらの人権は今日の日本でも侵害されやすく、誰もが人権侵害の被害者になりうる可能性が高いものであり、まさに自分の身を護るためにしっかりと知識と思考を身につけてほしいと思う。

THIRD STAGEがマイノリティの権利で、すべての人というよりは特定の人たちに関して問題となってくる人権を扱っている。取り上げたのは、性別に関連する問題、子ども、障害者、ホームレス、外国人、戦争被害者、グローバル化に伴う問題、である。羅列した内容を見ていただければわかるように、弱い立場におかれた人たちのことである。日本で、あるいは世界でも、マイノリティという言葉は、はっきりと用法が定まっておらず、近年の研究、岩間暁子／ユ・ヒョジョン編著『マイノリティとは何か』（ミネルヴァ書房、2007年）では、研究対象とした7カ国のマイノリティ概念を3つに分けて整理して

はしがき

いる。1つ目は「限定型」、2つ目は「拡散型」、3つ目には「回避型」である（同書5頁）。日本では、1990年以降同性愛者や障害者などを含む「弱者」一般を指し示す2つ目の用法が増加し、その使われ方は1994年ごろにほぼ定着したといわれている（同書37～45頁）。本書のタイトルに使われているマイノリティの意味は、この日本で一般的に使われている「拡張型」の用法によるものである。「弱者」の権利といってしまうばかりやすいのかもしれないが、その人たちが本来的に「弱者」であるわけではなく、社会のあり方が「弱者」を作り出しているのである。そして、少数派の彼らが弱者でなくなるような社会をつくることこそが求められることであるという立場がまさにこの本の訴えたいことでもあるので、マイノリティという用語をあてることにした。第17講に出てくる少数民族等の権利は、第1番目の国際人権法の規定に依拠した「限定型」の意味でのマイノリティであるが、混乱を防ぐために少数民族等と区別して表記することにした。

このTHIRD STAGEは、必ずしも自分には関係が深い問題ではないであろう。しかし、すべての人に保障されるべき人権が、最も否定されやすい局面を知り、基本的人権がすべての人に保障される社会とは何かということを、人として、主権者としてしっかり考えてみてほしいと願っている。折しも、2009年には自民党が54年ぶりに第1党の座から降りることになった衆議院選挙があったり裁判員制度が始まったりと、主権者としての私たちの存在がよく見えるようになった出来事もある。2010年5月に施行となった「日本国憲法の改正手続に関する法律」はその事実をさらに私たちに突きつけるであろう。

入門書として、わかりやすい表現を心がけたつもりであるが、それでもまだ法律的なかないいいまわしもある。各講のはじめの導入部分でとっつきにくさを補ってみた。

なお、本書の製作にあたり法律文化社の小西英央氏に数多くの適切なアドバイスをいただいた。紙面を借りてここにお礼を申し上げさせていだきたい。

2011年2月

著 者